

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年3月15日

【四半期会計期間】 第32期第2四半期(自平成30年11月1日至平成31年1月31日)

【会社名】 株式会社アルデプロ

【英訳名】 ARDEPRO Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 塚本宏樹

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

【電話番号】 03(5367)2001 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 佐藤憲治

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

【電話番号】 03(5367)2001 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 佐藤憲治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第31期 第2四半期連結累計期間		第32期 第2四半期連結累計期間		第31期	
	自	平成29年8月1日 至 平成30年1月31日	自	平成30年8月1日 至 平成31年1月31日	自	平成29年8月1日 至 平成30年7月31日
売上高 (千円)		3,511,695		12,220,031		11,491,618
経常損失 () (千円)		509,699		1,361,868		722,579
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失 () (千円)		783,888		2,257,277		1,193,294
四半期包括利益又は包括利益 (千円)		896,116		2,302,680		135,304
純資産額 (千円)		7,827,480		5,658,419		7,456,764
総資産額 (千円)		38,207,769		20,508,752		33,712,454
1株当たり四半期(当期) 純損失金額 () (円)		2.91		6.84		4.23
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)						
自己資本比率 (%)		7.9		19.9		17.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)		8,535,643		10,405,177		3,633,038
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)		81,727		66,051		151,355
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)		7,444,969		10,502,714		2,350,121
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)		979,077		685,799		717,284

回次 会計期間	第31期 第2四半期連結会計期間		第32期 第2四半期連結会計期間	
	自	平成29年11月1日 至 平成30年1月31日	自	平成30年11月1日 至 平成31年1月31日
1株当たり四半期純損失金額 () (円)		0.25		0.39

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 第31期第2四半期連結累計期間、第32期第2四半期連結累計期間及び第31期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績に関する説明

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、引き続き好調な企業業績を背景にして雇用や所得環境が改善しており、緩やかに回復しております。一方、米中通商摩擦問題の動向が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動による日本経済への影響などが懸念される状況となっております。

当社グループが属する不動産業界におきましては、全国主要都市のオフィスビル市況の情報を提供している三鬼商事株式会社の調査による東京都心5区（東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区）のオフィス空室率は、平成31年1月には1.82%と引き続き低水準で推移しております。また、オフィス平均賃料は平成31年1月には21,010円/坪と61カ月連続の上昇となっております。このように不動産に対する需要は依然として旺盛な状況にあります。

こうした状況下、当社グループは東京都心部や関西地区を中心に販売用不動産の売却活動を行ってまいりました。当第2四半期連結累計期間においては、東京都中央区に所在する販売用不動産信託受益権や全国に所在する収益レジデンス等を売却いたしました。なお、東京都中央区に所在する販売用不動産信託受益権の売却については、債務を圧縮し財務基盤の安定をめざし、当初販売目標額を譲歩してでも投下資金の回収を優先事項としたため、売上総利益がマイナスとなりました。

以上から、連結売上高は122億20百万円（前年同期比248.0%増）、営業損失は6億74百万円（前年同期は3億17百万円の営業利益）、支払利息や支払手数料、社債利息などの計上により経常損失は13億61百万円（前年同期は5億9百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する四半期純損失は22億57百万円（前年同期は7億83百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失）となりました。

当第2四半期連結累計期間における各事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

不動産再活事業

上記のとおり、東京都中央区に所在する信託受益権や全国各地に所在する販売用不動産を売却いたしました。東京都中央区に所在する信託受益権については、上記のとおり売上総利益がマイナスで売却いたしました。

以上から、不動産再活事業の売上高は118億31百万円（前年同期比290.9%増）、営業損失は7億16百万円（前年同期は1億56百万円の営業利益）となりました。

不動産賃貸収益等事業

不動産賃貸収益等事業は、当社が保有する不動産物件に係る受取賃料収入や収入手数料等で構成されております。収益用不動産が減少したため賃料収入が減少し、不動産賃貸収益等事業の売上高は3億88百万円（前年同期比20.0%減）、営業利益は3億12百万円（同26.2%減）となりました。

(2) 財政状態に関する説明

(流動資産)

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は202億50百万円（前連結会計年度末は325億68百万円）となりました。主な内訳としては、現金及び預金が13億36百万円（同14億7百万円）、販売用不動産が176億59百万円（同185億55百万円）などであります。

(固定資産)

当第2四半期連結会計期間末における固定資産は、2億58百万円（同11億43百万円）となりました。主な内訳としては、投資有価証券が2億1百万円（同2億1百万円）などであります。

(流動負債)

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は、103億72百万円（同211億67百万円）となりました。主な内訳としては、短期借入金が58億7百万円（同160億76百万円）、1年内返済予定の長期借入金が42億77百万円（同43億47百万円）などあります。

(固定負債)

当第 2 四半期連結会計期間末における固定負債は、44億77百万円 (同50億88百万円) となりました。主な内訳としては、社債が41億93百万円 (同48億40百万円) 、長期借入金が 2 億13百万円 (同 2 億33百万円) などでありませ

(純資産)

当第 2 四半期連結会計期間末における純資産は、56億58百万円 (同74億56百万円) となりました。主な内訳としては、資本金が24億28百万円 (同21億78百万円) 、資本剰余金が29億28百万円 (同26億78百万円) 、利益剰余金が12億62百万円 (同18億円) 、非支配株主持分が15億45百万円 (同16億 3 百万円) などでありませ

(3) キャッシュ・フローの状況

当第 2 四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物 (以下、「資金」という。) の残高は 6 億85百万円 (前第 2 四半期連結累計期間末は 9 億79百万円) となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第 2 四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは104億 5 百万円の増加 (前第 2 四半期連結累計期間末は85億35百万円の減少) となりました。これは主に、たな卸資産の減少による増加122億58百万円などによるものでありませ

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第 2 四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは66百万円の増加 (前第 2 四半期連結累計期間末は81百万円の減少) となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入80百万円などによるものでありませ

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第 2 四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは105億 2 百万円の減少 (前第 2 四半期連結累計期間末は74億44百万円の増加) となりました。これは主に、短期借入金の純増減が102億68百万円の減少となったことなどによるものでありませ

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第 2 四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第 2 四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	851,170,520
A種優先株式	8,916
B種優先株式	26,701
C種優先株式	2,160,476
D種優先株式	2,160,410
E種優先株式	138,822
譲渡制限種類株式	1,818,182
計	857,484,027

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成31年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成31年3月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	337,234,159	337,234,159	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	2,674	2,674		(注)2、3、4
E種優先株式	138,822	138,822		(注)2、3、5
計	337,375,655	337,375,655		

(注) 1 「提出日現在発行数」欄には、平成31年3月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 A種およびE種優先株式は、現物出資（借入金の株式化 1,316百万円）によって発行されたものであります。

3 単元株式数
単元株式数は1株であります。

4 A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、第9項(1)の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、300,000円に、それぞれの事業年度毎に以下の年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

2011年度および2012年度 = 0.1%

2013年度および2014年度 = 0.3%

2015年度以降 = 0.5%

(3) A種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、第9項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める

額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 非累積条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときであっても、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) A種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第9項(2)の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、300,000円を支払う。

(2) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2021年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）の翌営業日以降2030年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「A種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はA種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるA種優先株式の数に300,000円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式の数 - 当社} \\ \text{が保有する普通株式の数} \end{array} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{普通株式 1株当たりの時価}}}{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2015年11月1日以降2021年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）まで（以下「償還期間」という。）の毎年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）、法令上可能な範囲で、かつ下記(1)および(2)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができるものとし、当社はA種優先株主が償還請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める額（以下「任意償還価額」という。）の金銭を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。なお、下記(1)および(2)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

- (1) 任意償還価額の上限

A種優先株主は、本項に基づくA種優先株主による償還請求がなされた日（以下「償還請求日」という。）の前日における分配可能額が1億円を上回る場合に限り、当該上回る金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

- (2) 取得株式数の上限

A種優先株主は、各償還請求日において、A種優先株式1,784株を上限として、償還請求をすることができる。

- (3) 任意償還価額

任意償還価額は、A種優先株1株につき、300,000円とする。

6. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、A種転換請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、A種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「強制転換日」という。)が到来することををもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数に300,000円を乗じて得られる額を、2030年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

7. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)が到来することををもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額(以下「強制償還価額」という。)の金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、A種優先株式1株につき、300,000円とする。

8. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

9. 優先順位

(1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位(それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。)とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位(それらの間では同順位かつ同額とする。)とする。

(2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位(それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。)とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位(それらの間では同順位かつ同額とする。)とする。

(3) 本内容におけるB種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、B種優先残余財産分配金、C種優先残余財産分配金およびD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

11. 株主総会において議決権を有しない理由

資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

12. 株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めている理由

平成26年2月1日付で、普通株式について100株を1単元とする単元株制度の採用に当たり、普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行いました。ただし、優先株式については株式分割は行わず、1株を1単元とする単元株制度を採用しました。

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して支払うC種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときであっても、そのC種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

5. E種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) E種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、E種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)またはE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者」という。)に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭(以下「E種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるE種優先中間配当金を支払ったときは、当該E種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) E種優先配当金の額

E種優先配当金の額は、3,704円に、事業年度毎に0.05%を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小

数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(3) E種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「E種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。

(4) 非累積条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対して支払うE種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がE種優先配当金の額に達しないときであっても、そのE種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) E種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第8項(2)の定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき、3,704円を支払う。

(2) 非参加条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

E種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

E種優先株主は、2019年7月28日以降2030年7月28日(同日を含む。)までの間(以下「E種転換請求期間」という。)いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するE種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はE種優先株主が取得の請求をしたE種優先株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該E種優先株主に対して交付するものとする。

(1) E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるE種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社

が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\frac{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \right)}{\left(\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数} \right)}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はE種優先株主およびE種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、E種転換請求期間中に取得請求のなかったE種優先株式の全部を、E種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、かかるE種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、2030年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をE種優先株主に対して交付するものとする。E種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

6. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、E種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をE種優先株主に対して交付するものとする。なお、E種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、E種優先株式1株につき、3,704円とする。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、E種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は、E種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

8. 優先順位

- (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (3) 本内容におけるB種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、B種優先残余財産分配金、C種優先残余財産分配金およびD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

10. 株主総会において議決権を有する理由

当社のガバナンスの観点から議決権を有しております。

11. 株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めている理由

平成26年2月1日付で、普通株式について100株を1単元とする単元株制度の採用に当たり、普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行いました。ただし、優先株式については株式分割は行わず、1株を1単元とする単元株制度を採用しました。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成30年11月15日
新株予約権の数(個)	377,358
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37,735,800(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	53(注2)
新株予約権の行使期間	平成30年12月4日～平成32年12月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 53.57 資本組入額 26.785
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の当該権利の譲渡については、禁止される旨の制限を付けております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」といいます。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」といいます。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を、次の条件にて交付できるものとする。この場合においては、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数</p> <p>残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類</p> <p>再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数</p> <p>組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間</p> <p>別欄「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別欄「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>別欄「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件</p> <p>別欄「新株予約権の行使の条件」及び別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

取得条項に関する事項	本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができるものとする。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（注1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は37,735,800株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」といいます。）は100株とする。）。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

（注2）行使価額の調整

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」といいます。）は、金53円とする。
- (3) 行使価額の調整
当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ）本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ）株式分割により当社普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ）本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）

以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ） 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- ） 本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

その他

- ） 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。
 - ） 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。
 - ） 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。
- ） 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ） その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ） 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年12月3日 (注1)	9,433,900	337,375,655	249,998	2,428,102	249,998	2,928,102

(注1) 有償第三者割当増資

普通株式

発行価格 53円

資本組入額 26.5円

割当先 Block King有限責任事業組合

(注2) 平成30年11月15日に提出した有価証券届出書に記載した「手取金の使途」について重要な変更が生じております。

(1) 変更理由

当社連結子会社の合同会社弥生マネジメントは東京都港区に所在する販売用不動産の仕入資金のために国内金融機関から500百万円を借入れておりますが、その借入金利は6.2%と当社の平成30年7月期における平均借入金利3.0%と比較すると最も高くなっております。当社は、以前から借入金利を3%以下へ低減することを目標としております。また、平成30年10月25日付で就任した新たな経営陣が発表した「中期経営計画の基本方針に関するお知らせ」のとおり、財務指標の項目で収益性の向上（借入金利の圧縮）を標榜しております。

当社グループは、上記の経営方針に基づき借入金利の圧縮のため、新株式の発行によって調達する資金によりこの借入金500百万円を早期に返済する計画でありましたが、当社グループは調達した資金の一部を平成31年7月期の業績予想に織り込んでおりました東京都港区所在の物件（以下、「当該物件」といいます。）の決済代金の支払いに充てることとしました。当該物件の概要は次のとおりです。

所在地	種類	総床面積 (㎡)	地積 (㎡)
東京都港区	収益ビル	663.58	694.38

(注1) 上記地積のうち、対象となるのは建物専有部分の床面積に応じた共有持分となります。

当社グループは当該物件の売主と、仕入契約締結時期を平成31年2月とする旨合意しておりましたが、売主より早期に売買契約を締結したいとの意向を受け、当該物件を巡る競合他社の状況や直近の資金状況等を総合的に検討した結果、平成30年12月19日付で仕入契約を締結するに至り、売主に対し売買代金の10%相当額の手付金を支払済みです。なお、当該物件について平成31年2月と4月に残代金を支払う予定となっております。また、当該物件の取得代金は当社の平成30年7月期連結純資産（74億56百万円）の30%未満の金額であり、その取得代金は売主との守秘義務契約により公表を控させていただきます。

今回の資金使途の変更に至った理由として、本日付「（開示事項の中止）販売用不動産の売却契約の解除に関するお知らせ」でお知らせのとおり、当社は、渋谷区物件の売却による回収資金を今後の物件仕入にも充当していく予定でありましたが、結果的に本日時点ではそれが困難となりました。従って当社の現時点の資金状況を鑑みて、平成31年5月20日まで猶予のある上記の子会社の合同会社弥生マネジメントが国内金融機関から借入れた借入金500百万円の期限前弁済を実行するよりも、優先して今期の業績向上に寄与する当該物件の仕入資金に充当する方が合理的であると判断したことによります。

平成30年11月15日付「第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集に関するお知らせ」において早期弁済する旨を発表した上記の合同会社弥生マネジメントの借入金500百万円は早期弁済しないこととなりますが、本借入金は仕入対象となった販売用不動産の売却代金や手元資金で期日までに返済する計画です。

(2) 変更内容

資金使途の変更内容は次のとおりであります。

(変更箇所は下線で示しております。)

<変更前>

<本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

(単位：百万円)

具体的な使途	金額	支出予定時期
--------	----	--------

子会社の合同会社弥生マネジメントの借入金の返済	500	平成30年12月
販売用不動産の仕入資金	16	平成30年12月～平成32年11月

<変更後>

<本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な用途>

(単位：百万円)

具体的な用途	金額	支出予定時期
販売用不動産の仕入資金	500	平成31年2月～平成31年4月
販売用不動産の仕入資金	16	平成30年12月～平成32年11月

(5) 【大株主の状況】

「所有株式数別」

平成31年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対 する所有株式数 の割合(%)
秋元 竜弥	東京都目黒区	99,191,020	29.40
株式会社ドラゴンパワー	東京都渋谷区円山町5番4号	57,142,800	16.94
Block King有限責任事業組合	東京都港区六本木5丁目18番18号	9,433,900	2.80
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	3,211,600	0.95
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	2,999,300	0.89
江藤 重光	熊本県阿蘇郡小国町	1,680,000	0.50
牧間 次夫	千葉県袖ヶ浦市	1,600,000	0.47
媚山 勝英	千葉県松戸市	1,250,000	0.37
崎山 昭仁	兵庫県神戸市西区	1,232,900	0.37
中村 智香	大阪府大阪市住吉区	1,147,800	0.34
計		178,889,320	53.03

(注) 1 上記のほか当社所有の自己株式15,252株があります。

「所有議決権数別」

平成31年 1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
秋元 竜弥	東京都目黒区	1,129,317	32.20
株式会社ドラゴンパワー	東京都渋谷区円山町5番4号	571,428	16.29
Block King有限責任事業組合	東京都港区六本木5丁目18番18号	94,339	2.69
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	32,116	0.92
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	29,993	0.86
江藤 重光	熊本県阿蘇郡小国町	16,800	0.48
牧間 次夫	千葉県袖ヶ浦市	16,000	0.46
媚山 勝英	千葉県松戸市	12,500	0.36
崎山 昭仁	兵庫県神戸市西区	12,329	0.35
中村 智香	大阪府大阪市住吉区	11,478	0.33
計		1,926,300	54.92

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成31年 1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 2,674		(注)
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 15,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 336,879,800 E種優先株式 138,822	3,368,798 138,822	(注)
単元未満株式	339,159		1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	337,375,655		
総株主の議決権		3,507,620	

(注) 1 A種優先株式、E種優先株式の内容は、「1(1) 発行済株式」の内容欄に記載しております。

【自己株式等】

平成31年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社アルデプロ	東京都新宿区新宿三丁目 1番24号	15,200		15,200	0.00
計		15,200		15,200	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成30年11月1日から平成31年1月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年8月1日から平成31年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、霞友有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年7月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成31年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,407,539	1,336,075
販売用不動産	18,555,130	17,659,077
販売用不動産信託受益権	11,362,127	-
前渡金	68,566	398,331
その他	1,175,180	856,662
流動資産合計	32,568,542	20,250,146
固定資産		
有形固定資産	8,171	7,995
無形固定資産	690	575
投資その他の資産	1,135,050	250,035
固定資産合計	1,143,912	258,605
資産合計	33,712,454	20,508,752
負債の部		
流動負債		
短期借入金	16,076,001	5,807,500
1年内返済予定の長期借入金	4,347,960	4,277,118
未払金	64,752	25,465
未払費用	123,146	56,148
未払法人税等	173,118	15,813
賞与引当金	7,261	4,398
その他	375,377	186,345
流動負債合計	21,167,617	10,372,789
固定負債		
社債	4,840,000	4,193,337
長期借入金	233,771	213,697
退職給付に係る負債	14,301	16,525
繰延税金負債	-	53,983
固定負債合計	5,088,072	4,477,543
負債合計	26,255,690	14,850,332
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,178,103	2,428,102
資本剰余金	2,678,103	2,928,102
利益剰余金	1,800,862	1,262,892
自己株式	804,485	2,306
株主資本合計	5,852,584	4,091,004
新株予約権	280	21,509
非支配株主持分	1,603,899	1,545,905
純資産合計	7,456,764	5,658,419
負債純資産合計	33,712,454	20,508,752

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年8月1日 至平成30年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年8月1日 至平成31年1月31日)
売上高	3,511,695	12,220,031
売上原価	2,742,633	12,376,442
売上総利益	769,062	156,410
販売費及び一般管理費	1 451,733	1 517,871
営業利益又は営業損失()	317,329	674,281
営業外収益		
受取利息	10,629	3,825
未払配当金除斥益	-	3,397
受取保険金	-	17,149
雑収入	476	11,831
営業外収益合計	11,106	36,204
営業外費用		
支払利息	294,432	302,266
社債利息	162,454	116,974
支払手数料	60,601	255,548
消費税相殺差損	264,458	37,229
株式交付費	927	1,500
社債発行費	55,259	-
その他	-	10,272
営業外費用合計	838,135	723,791
経常損失()	509,699	1,361,868
特別利益		
新株予約権戻入益	-	280
特別利益合計	-	280
特別損失		
投資有価証券清算損	-	390
特別損失合計	-	390
税金等調整前四半期純損失()	509,699	1,361,978
法人税、住民税及び事業税	1,254	2,703
法人税等調整額	385,162	937,998
法人税等合計	386,417	940,702
四半期純損失()	896,116	2,302,680
非支配株主に帰属する四半期純損失()	112,228	45,403
親会社株主に帰属する四半期純損失()	783,888	2,257,277

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年8月1日 至平成30年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年8月1日 至平成31年1月31日)
四半期純損失()	896,116	2,302,680
四半期包括利益	896,116	2,302,680
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	783,888	2,257,277
非支配株主に係る四半期包括利益	112,228	45,403

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年8月1日 至平成30年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年8月1日 至平成31年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	509,699	1,361,978
減価償却費	956	918
賞与引当金の増減額(は減少)	508	2,863
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	473	2,224
受取利息及び受取配当金	10,629	3,825
支払利息	456,887	419,240
支払手数料	52,951	255,538
株式交付費償却	927	-
社債発行費償却	55,259	-
たな卸資産の増減額(は増加)	8,761,494	12,258,179
前渡金の増減額(は増加)	636,684	329,765
その他の流動資産の増減額(は増加)	123,535	37,857
未払消費税等の増減額(は減少)	40,084	179,429
前受金の増減額(は減少)	129,971	500
その他の流動負債の増減額(は減少)	41,268	33,014
その他	4,997	2,871
小計	8,077,937	11,060,710
利息及び配当金の受取額	10,629	3,825
利息の支払額	453,146	496,774
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	15,189	162,584
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,535,643	10,405,177
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	170,000	40,021
定期預金の払戻による収入	80,000	80,000
貸付けによる支出	2,500	-
貸付金の回収による収入	10,722	25,700
有形固定資産の取得による支出	-	627
差入保証金の回収による収入	50	-
その他	-	1,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	81,727	66,051

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年8月1日 至平成30年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年8月1日 至平成31年1月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,399,049	10,268,501
長期借入れによる収入	210,000	-
長期借入金の返済による支出	784,912	90,916
配当金の支払額	272,379	8,116
社債の発行による収入	7,034,740	-
社債の償還による支出	1,500,000	646,662
株式の発行による収入	-	499,996
新株予約権の発行による収入	-	21,509
自己株式の取得による支出	108	24
非支配株主からの払込みによる収入	1,700,000	-
非支配株主への払戻による支出	340,491	10,000
その他	927	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,444,969	10,502,714
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,172,401	31,485
現金及び現金同等物の期首残高	2,151,279	717,284
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	200	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	979,077	685,799

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な項目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年8月1日 至平成30年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年8月1日 至平成31年1月31日)
販売手数料	73,483千円	80,479千円
給与及び賞与	78,619	52,019
賞与引当金繰入額	8,536	7,105
退職給付費用	831	2,224
管理諸費	181,490	141,676

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年8月1日 至平成30年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年8月1日 至平成31年1月31日)
現金及び預金勘定	1,609,204千円	1,336,075千円
預入期間が3か月を超える定期預金	630,127	650,275
現金及び現金同等物	979,077	685,799

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成29年8月1日至平成30年1月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年10月26日 定時株主総会	普通株式	270,644	1.00	平成29年7月31日	平成29年10月27日	利益剰余金
平成29年10月26日 定時株主総会	A種優先株式	4,011	1,500.00	平成29年7月31日	平成29年10月27日	利益剰余金
平成29年10月26日 定時株主総会	E種優先株式	263	1.90	平成29年7月31日	平成29年10月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成30年8月1日至平成31年1月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年10月25日 定時株主総会	A種優先株式	4,011	1,500.00	平成30年7月31日	平成30年10月26日	利益剰余金
平成30年10月25日 定時株主総会	E種優先株式	263	1.90	平成30年7月31日	平成30年10月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成30年10月12日開催の取締役会決議に基づき、平成30年10月31日付で、自己株式7,000,000株の消却を実施しております。この結果、当第2四半期連結累計期間において利益剰余金及び自己株式がそれぞれ802,202千円減少し、当第2四半期連結会計期間末において利益剰余金が1,262,892千円、自己株式が2,306千円となっております。

当社は、平成30年12月3日付で、Block King有限責任事業組合から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第2四半期連結累計期間において資本金が2億49百万円、資本準備金が2億49百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が24億28百万円、資本準備金が29億28百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成29年8月1日 至 平成30年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額(注)2
	不動産再活事業	不動産賃貸 収益等事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,026,486	485,209	3,511,695		3,511,695
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	3,026,486	485,209	3,511,695		3,511,695
セグメント利益	156,805	422,803	579,609	262,280	317,329

(注) 1. セグメント利益の調整額 262,280千円は、各報告セグメントに配分しない全社費用 262,280千円でありま
す、全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成30年8月1日 至 平成31年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額(注)2
	不動産再活事業	不動産賃貸 収益等事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	11,831,623	388,408	12,220,031		12,220,031
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	11,831,623	388,408	12,220,031		12,220,031
セグメント利益又は損失()	716,998	312,010	404,988	269,293	674,281

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 269,293千円は、各報告セグメントに配分しない全社費用
269,293千円であり、全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年8月1日 至平成30年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年8月1日 至平成31年1月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	2円91銭	6円84銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額() (千円)	783,888	2,257,277
普通株主に帰属しない金額(千円)	4,274	4,274
(うち優先配当額(千円))	(4,274)	(4,274)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失 金額()(千円)	788,163	2,261,552
普通株式の期中平均株式数(株)	270,644,151	330,861,557
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間については、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年3月15日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

霞友有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 依田 友吉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 安通 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成30年8月1日から平成31年7月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成30年11月1日から平成31年1月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成30年8月1日から平成31年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルデプロ及び連結子会社の平成31年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。